綾瀬都市計画図

令和６年３月　印刷

令和四年三月修正

○都市計画区域
昭和17年9月1日　官報告示第556号

○都市計画市街化区域及び市街化調整区域
昭和45年6月10日　神奈川県告示第506号
昭和59年12月25日　神奈川県告示第1087号
昭和63年4月1日　神奈川県告示第369号
平成2年12月25日　神奈川県告示第1092号
平成6年6月7日　神奈川県告示第505号
平成6年12月22日　神奈川県告示第1048号
平成9年3月28日　神奈川県告示第245号
平成13年11月20日　神奈川県告示第794号
平成21年9月18日　神奈川県告示第498号
平成28年11月1日　神奈川県告示第543号
令和3年9月3日　神奈川県告示第569号

○都市計画用途地域
昭和45年6月23日　神奈川県告示第547号
昭和48年12月25日　神奈川県告示第1038号
昭和59年12月25日　神奈川県告示第1088号
昭和62年12月25日　神奈川県告示第1043号
昭和63年4月1日　神奈川県告示第368号
平成6年6月7日　神奈川県告示第506号
平成8年5月10日　神奈川県告示第455号
平成9年3月28日　神奈川県告示第246号
平成12年3月10日　神奈川県告示第163号
平成14年3月26日　神奈川県告示第183号
平成21年9月18日　神奈川県告示第500号
平成28年11月1日　綾瀬市告示第47号
令和3年9月3日　綾瀬市告示第53号

○都市計画準防火地域
昭和62年12月25日　綾瀬市告示第46号
平成8年5月10日　綾瀬市告示第24号
平成12年3月10日　綾瀬市告示第6号
平成14年3月26日　綾瀬市告示第4号
平成21年9月18日　綾瀬市告示第50号
平成28年11月1日　綾瀬市告示第48号
令和3年9月3日　綾瀬市告示第54号

○都市計画生産緑地地区
計画決定
平成4年11月13日　綾瀬市告示第50号
最終変更
令和5年11月21日　綾瀬市告示第62号

○都市計画土地区画整理事業
深谷中央特定土地区画整理事業
平成6年6月7日　神奈川県告示第503号
早川城山特定土地区画整理事業
平成6年6月7日　神奈川県告示第504号

○都市計画地区計画

地区名	計画決定	最終変更
与蔵山下地区	昭63. 4. 1 市告示第21号	平8. 5. 10 市告示第26号
深谷中央地区	平6. 6. 7 市告示第42号	平14. 3. 26 市告示第5号
早川城山地区	平6. 6. 7 市告示第43号	令3. 9. 3 市告示第57号
蓼川一丁目地区	平6. 6. 7 市告示第25号	
上土棚中村地区	平9. 12. 26 市告示第55号	
吉岡西部地区	平19. 10. 1 市告示第31号	
綾瀬スマートインターチェンジ周辺地区	令2. 10. 1 市告示第77号	令5. 7. 27 市告示第45号
早川中央地区	令3. 9. 3 市告示第56号	

○都市計画道路

番号	道路名	計画決定	最終変更
3・3・1	寺尾上土棚線	昭36. 8. 21 建設省告示第1846号	平5. 8. 17 神奈川県告示第802号
3・3・2	横浜伊勢原線	平3. 1. 19 神奈川県告示第43号	平31. 2. 15 神奈川県告示第56号
3・4・1	早川本蓼川線	昭44. 5. 16 建設省告示第2007号	昭57. 12. 17 神奈川県告示第1088号
3・4・2	並塚笹山線	昭36. 8. 21 建設省告示第1846号	昭51. 7. 23 神奈川県告示第558号
3・4・3	東山口線	平25. 3. 29 市告示第16号	
3・5・1	深谷早川線	平6. 6. 7 市告示第38号	
3・5・2	上原東山線	平6. 6. 7 市告示第38号	
3・5・3	谷頭東山線	平6. 6. 7 市告示第38号	
3・5・4	中郷大邸線	平6. 6. 7 市告示第38号	
3・6・1	上原清水線	平6. 6. 7 市告示第39号	
3・6・2	山王原清水線	平6. 6. 7 市告示第39号	
3・6・3	東山清水線	平6. 6. 7 市告示第39号	
3・6・4	長峰四ッ谷線	平6. 6. 7 市告示第39号	
3・6・5	長峰大邸線	平6. 6. 7 市告示第39号	
3・6・6	大久保大邸線	平6. 6. 7 市告示第39号	

○都市計画公園

番号	公園名	計画決定	最終変更
4・4・1	光綾公園	昭49. 4. 19 神奈川県告示第365号	昭60. 1. 25 神奈川県告示第45号
2・2・1	綾西公園	昭49. 10. 31 町告示第57号	昭58. 11. 14 市告示第78号
2・2・2	小園東公園	昭53. 11. 1 市告示第77号	昭57. 10. 13 市告示第56号
2・2・3	小園西公園	昭53. 11. 1 市告示第77号	昭54. 6. 12 市告示第71号
2・2・4	小園南公園	昭53. 11. 1 市告示第77号	昭54. 6. 12 市告示第71号
2・2・5	東名公園	昭53. 11. 1 市告示第77号	昭54. 6. 12 市告示第71号
2・2・6	寺尾北公園	昭53. 11. 1 市告示第77号	昭57. 10. 13 市告示第56号
2・2・7	天台公園	昭53. 11. 1 市告示第77号	昭57. 10. 13 市告示第56号
2・2・8	寺尾台公園	昭53. 11. 1 市告示第77号	昭57. 10. 13 市告示第56号
2・2・9	比留川第2公園	昭53. 11. 1 市告示第77号	
2・2・10	比留川第3公園	昭53. 11. 1 市告示第77号	
2・2・11	釜田第1公園	昭53. 11. 1 市告示第77号	
2・2・12	釜田第2公園	昭53. 11. 1 市告示第77号	
2・2・13	ぞうさん公園	昭53. 11. 1 市告示第77号	昭54. 6. 12 市告示第71号
2・2・14	水道みち公園	昭53. 11. 1 市告示第77号	昭54. 6. 12 市告示第71号
2・2・15	バザール公園	昭53. 11. 1 市告示第77号	
2・2・16	入ケ谷公園	昭53. 11. 1 市告示第77号	昭58. 11. 14 市告示第78号
2・2・17	鶴ケ台公園	昭53. 11. 1 市告示第77号	
2・2・18	中原公園	昭53. 11. 1 市告示第77号	
2・2・19	やぶね公園	昭53. 11. 1 市告示第77号	昭54. 6. 12 市告示第71号
2・2・20	なかよし広場	昭53. 11. 1 市告示第77号	
2・2・21	子ノ神公園	昭57. 10. 13 市告示第56号	
2・2・22	寺尾本町公園	昭57. 10. 13 市告示第56号	
2・2・23	大上公園	昭58. 11. 14 市告示第78号	
2・2・24	中村公園	昭60. 1. 21 市告示第1号	
2・2・25	桜ケ岡公園	昭60. 7. 31 市告示第35号	
2・2・26	長坂上公園	昭61. 5. 14 市告示第31号	
2・2・27	不聞山公園	昭62. 7. 28 市告示第29号	
2・2・28	やぶね台公園	昭62. 7. 28 市告示第29号	
2・2・29	下落合公園	昭63. 7. 29 市告示第37号	

○都市計画緑地

番号	緑地名	計画決定	最終変更
1	北原緑地	昭60. 7. 31 市告示第34号	
2	鶴島緑地	昭63. 7. 29 市告示第37号	

○都市計画下水道

名称	計画決定	最終変更
第1号公共下水道（相模川流域関連公共下水道）	昭49. 12. 26 町告示第72号	令3. 9. 3 市告示第55号
第2号公共下水道（東部公共下水道）	昭52. 5. 2 町告示第18号	平12. 10. 6 市告示第62号

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限
○ 建てられる用途
▨ 建てられない用途
①、②、③、④、▲は面積、階数等の制限あり

	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	○	②	③	○	○	○	○	○	○	④	※1 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及びサービス業用店舗のみ2階以下
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	④	※2 2階以下
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	④	※3 2階以下
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	④	※物品販売店舗、飲食店を除く
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの						○	○	○	○		
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの					▲	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの					▲	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの					▲	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの						○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	
ホテル、旅館						▲	○	○	○	○		▲3,000㎡以下
遊興施設等	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等					▲	○	○	○	○		▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等					▲	○	○	▲	▲		▲10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等					▲	○	○	▲			▲10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場					▲	○	○				▲客席200㎡未満
	キャバレー、個室付浴場等						▲					▲個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○		
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○	○	○		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
自動車等関連施設	自動車教習所					▲	○	○	○	○		▲3,000㎡以下
	単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	○	○	○	○	○	▲300㎡以下　2階以下
	建築物附属自動車車庫（①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限）	①②	①②	①②	①②	①②	○	○	○	○	○	①600㎡以下　1階以下 ②3,000㎡以下　2階以下 ③2階以下 ※一団地の敷地内について別に制限あり
	倉庫業倉庫						○	○	○	○	○	
工場等	面倉（15㎡を超えるもの）					▲	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲2階以下 原動機の制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場							②	○	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下　②150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場								○	○	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場									○	○	
自動車修理工場						①	②	③	○	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下　②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設					①	②	○	○	○	○	
	量が少ない施設								○	○	○	①1,500㎡以下　2階以下
	量がやや多い施設									○	○	②3,000㎡以下
	量が多い施設										○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ処理場等		都市計画区域内については都市計画決定が必要										

注）本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

凡例

- 都市計画区域界（行政区域界）
- 市街化区域界
- 用途地域
  - 第一種低層住居専用地域
  - 第二種低層住居専用地域
  - 第一種中高層住居専用地域
  - 第二種中高層住居専用地域
  - 第一種住居地域
  - 準住居地域
  - 近隣商業地域
  - 準工業地域
  - 工業地域
  - 工業専用地域
  - 上段：容積率　中段：用途地域　下段：建蔽率
- その他の地域
  - 準防火地域
  - 生産緑地地区
  - 土地区画整理事業区域
  - 地区計画区域
- 都市施設
  - 都市計画道路
  - 都市計画公園・緑地
  - 終末処理場
  - 公共下水道処理区域界
  - 建築協定区域

注）本図の表示は概略を示すもので、詳細については綾瀬市又は神奈川県に備えてある関係図書を縦覧してください。

（参考）日影規制及び斜線制限の詳細については、特定行政庁（神奈川県）にお問い合わせください。

日影規制

日影規制とは、住みよい環境を確保するうえで重要な要素である日照（日当り）保護のための制限です。
これは、中高層建築物を建築する場合に、一定時間以上の日影を生じさせてはならないという規制方法です。日影規制の具体的な基準は、規制範囲と規制日影時間の組み合わせで決められ、用途地域ごとに異なります。

用途地域	規制される建築物	規制される日影時間		建築基準法別表第四(ニ)欄の規別
		規制される範囲		測定水平面
		敷地境界線から5mを超え10m以内	敷地境界線から10mを超える	平均地盤面からの高さ
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建物	3時間	2時間	1.5m
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4時間	2.5時間	4m
第一種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域		5時間	3時間	

高さ制限　―斜線制限―

用途地域ごとに、道路の幅員や隣地境界からの距離に応じて、建物の高さが制限されています。これによって、日照、採光、通風を確保し、圧迫感を防ぎます。

第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
準住居地域

近隣商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域

（参考）用途地域の指定のない区域（市街化調整区域）における建築形態制限

建築基準法に基づき、特定行政庁（神奈川県）が次のとおり指定しています。

（∠＝斜線勾配）

	容積率	建蔽率	道路斜線	隣地斜線
※1	200%	60%	∠1.5	31m+∠2.5
※2	100%	50%	∠1.25	20m+∠1.25

※1は、吉岡西部地区地区計画区域を示しています。
※2は、「※1」以外の市街化調整区域を示しています。

1　令和　4年　3月修正　綾瀬市　1:2,500地形図を縮小編集
2　令和　3年　　修正　藤沢市　1:10,000地形図を承認を得て複製したものである。
3　令和　3年　　修正　海老名市1:10,000地形図を承認を得て複製したものである。
4　令和　3年　　修正　大和市　1:10,000地形図を承認を得て複製したものである。
5　平成29年　　測量　座間市　1:10,000地形図を承認を得て複製したものである。

座標系第Ⅸ系　世界測地系による。

1:10,000

この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　7　関公第18号
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号）　平18　関公第48号」
「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
（助言番号）　平28　関公第90号」
「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
（助言番号）　令　3　関公第124号」

朝日航洋株式会社調製

綾瀬市